

# 広島マスタース陸上競技連盟規約細則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目的)

規約第 21 条に基づき、当連盟の運営組織に関する細則を規定する。

### 第 2 条 (会員登録)

会員になろうとするものは、会員登録申込書と住民票の写しまたは、これに代わるもの及び登録会費を添えて、会長に提出すること。

2. 入会后、住所・氏名等に異動が生じた場合は、書面をもって早急に会長(事務局)へ届け出ること。

## 第 2 章 役 員 の 選 出

### 第 3 条 (役員の数と地域割り)

規約第 7 条 2 項による地域選出理事のブロックごとの定数は、前年度末の登録会員数の割合により理事会で定める。

地域割りについては次の 7 ブロックとし、それぞれ代表者(常任理事)1 名を置く。

- ① 福山市、府中市、神石郡
- ② 尾道市、三原市、世羅郡
- ③ 三次市、庄原市、山県郡、安芸高田市
- ④ 東広島市、竹原市、豊田郡
- ⑤ 呉市、江田島市、安芸郡、広島市安芸区
- ⑥ 広島市(中区、南区、東区、西区、安佐南区、安佐北区)
- ⑦ 大竹市、廿日市市、広島市佐伯区

### 第 4 条 (名誉会員・選出)

名誉会員は、名誉会長(1 名)・名誉顧問(1 名)・顧問(若干名)とし、必要に応じて置くことができる。

名誉会員は理事会で選出し、総会で承認する。登録会費は要しない。

(資格)

2. 名誉会長については、この連盟の会長、若しくは副会長経験者とする。会員以外では、この連盟の発展に著しく貢献した者とする。名誉顧問及び顧問については、この連盟の発展に著しく貢献のあった者とする。

(職務)

3. 名誉会員はこの連盟の運営に協力するとともに、会長の要請により諮問機関や会議に出席し助言できる。ただし、会議の議決権は有しない。

(任期)

4. 1 期 2 年とするが、再任を妨げない。補充は、前任者の残任期間とする。

#### 第5条（賛助会員）

高齢化等で、競技に参加できなくなった会員で、引き続き当連盟の目的遂行に協力・参画できる者とする。

1. 総会の議決権は有しない。但し、総会・懇親会の参加はできるものとする。
2. 会員No.は、現役会員時の取得No.の前に賛助を付ける。（例…賛助 100）

### 第 3 章 専 門 委 員 会

#### 第6条（専門委員会）

規約第13条に基づき、この連盟の運営を円滑にするため次の専門委員会を置く。

- (1). 総務委員会
- (2). 競技委員会
- (3). 広報委員会
- (4). 財務委員会

2. 専門委員会は、委員長1名・副委員長1名及び委員若干名を置く。  
ただし、委員長以外は理事職を要しない。

#### 第7条（専門委員会の任務）

- |            |                 |
|------------|-----------------|
| (1). 総務委員会 | 企画表彰等に関する事。     |
| (2). 競技委員会 | 競技・記録・審判等に関する事。 |
| (3). 広報委員会 | 広報・会報等に関する事。    |
| (4). 財務委員会 | 財務・会計等に関する事。    |

### 第 4 章 関係団体への派遣役員

#### 第8条（役員）

関係団体への役員は、次の通りとする。

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 日本マスターズ陸上競技連合正会員                        | 1名  |
| (2) 中国マスターズ陸上競技連盟理事<br>（会長が推薦し、常務理事会で決定する。） | 若干名 |

### 第 5 章 旅 費 規 定

#### 第9条（旅費規定）

役員等が会議及び任務遂行のための旅費・宿泊費は、次のとおり支給する。

1. 県内の交通費については、別途定める。
2. 県外への交通費は、実費（公共交通機関）の80%とする。
3. 会議その他の用件で宿泊した場合は、宿泊費として1泊8000円を支給する。

## 第 6 章 あったかい寄付基金

### 第 10 条 (目的等)

1. 慶弔など様々な思いで寄せられた寄付金を、ボランティアで支えるこの連盟の運営に活用する。
2. 基金は事務局長及び会計理事が管理し、特別会計とする。会計年度は規約に準ずる。
3. 使途については理事会で承認された事項ほか、この連盟が主催する練習会・講習会の費用、及び県代表の趣旨に沿った競技に参加する場合の参加料等とし、理事会に報告する。

## 第 7 章 附 則・そ の 他

### 第 11 条 (補則)

主な大会（県選手権大会・中国マスタース駅伝大会・県記録会等）の運営は競技委員会が主体的に当たり、必要に応じて他の委員会が協力する。

### 第 12 条 (附則)

上記にない事項については、常務理事会で審議決定する。

2. 本連盟規約、細則は 2000(平成 12)年 2 月 19 日から施行する。

### 第 13 条

この細則は下記の通り一部改正し、施行する。

1983 (昭和 58) 年 5 月 1 日一部改正

1985 (昭和 60) 年 4 月 16 日一部改正

1988 (昭和 63) 年 3 月 20 日一部改正

1990 (平成 02) 年 4 月 30 日一部改正

1993 (平成 05) 年 3 月 30 日一部改正

1994 (平成 06) 年 12 月 13 日一部改正

1997 (平成 09) 年 2 月 16 日一部改正

1999 (平成 11) 年 2 月 13 日一部改正

2000 (平成 12) 年 2 月 20 日一部改正

2003 (平成 15) 年 2 月 20 日一部改正

2007 (平成 19) 年 2 月 25 日一部改正

2012 (平成 24) 年 2 月 19 日一部改正

2017 (平成 29) 年 5 月 14 日一部改正 (賛助会員制定、慶弔規定削除)